解散公告

当社は、平成二十三年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月十五日

広島県東広島市西条中央六丁目三番四号

プラネット有限会社

清算人　宇吹　新次

解散公告

当社は、平成二十三年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月十五日

広島市西区楠木町一丁目一五番二四号

松本建設株式会社

代表清算人　中原　健次

解散公告

当社は、平成二十三年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月十五日

徳島県徳島市西須賀町下中須一一番地

多家良建設株式会社

代表清算人　仁木　雅

解散公告

当社は、平成二十三年八月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月十五日

高知県宿毛市高砂一番一三号

有限会社メープルハウス

清算人　吉村　博文

解散公告

当社は、平成二十三年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月十五日

熊本県球磨郡多良木町大字奥野一一六七番地の一

有限会社落合工業

清算人　落合　沖弘

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年六月十六日開催の第十一回定時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月十五日

東京都新宿区下宮比町二―二八

特定非営利活動法人海外活動支援ネット

清算人　吉永　攻

解散公告（第一回）

当法人は平成二十三年八月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月十五日

東京都港区赤坂三丁目二番六号赤坂光映ビル第三階第Ａ号室

医療法人社団大野眼科赤坂クリニック

清算人　大野　泰治

連絡先東京都目黒区平町二丁目二番一四号

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年八月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月十五日

東京都新宿区西早稲田二丁目一一番一五号八〇三

特定非営利活動法人住宅科学検査機構

清算人　斎藤　静敬

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年六月十三日開催の平成二十三年度通常総会の決議及び同年八月二十六日送達の外務大臣の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月十五日

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二五番九号

社団法人アジア国際交流機構

清算人　福井　琢

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年八月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月十五日

沖縄県島尻郡久米島町字宇江城二一五七番地

特定非営利活動法人久米島紫金鉱振興会

清算人　島袋　周仁

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年八月九日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月十五日

北海道室蘭市常盤町一番一六号

宗教法人五十鈴川神社

清算人　池田　節子

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議及び国土交通大臣の許可により、平成二十三年八月三十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月十五日

東京都中央区新川二丁目八番一〇号

社団法人航空機操縦士養成振興協会

清算人　鵜飼　博

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年八月三日付福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月十五日

北九州市小倉北区室町二丁目一一番四号

西小倉駅前第一地区市街地再開発組合

代表清算人　毛利　一彦

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年八月十八日栃木県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。土地区画整理法第四十七条の二第四項の規定により公告します。

平成二十三年九月十五日

栃木県芳賀郡益子町大字益子二〇三〇番地

益子町七井第1土地区画整理組合清算事務所

代表清算人　小堀　勲

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月十五日

千葉県市川市国府台二丁目三番一号和洋女子大学内

財団法人むら竹会

代表清算人　髙梨　禮子

解散公告（第三回）

当財団は、平成二十二年十二月十四日開催の第四十回理事会の決議により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月十五日

島根県松江市西川津町一〇六〇番地　島根大学事務局内

財団法人島根教育学術文化国際交流基金

代表清算人　目次　理雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道滝川市江部乙町一一八八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大田　憲幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十五日

北海道砂川市西一条北三丁目一番一七号

相続財産管理人　畠山　豊